

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に当たる翌日)

告示

鳥取県告示第八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

佐治村	昭和二十六年二月一日	調査者	調査時期	成 果 の 名 称		地域	調査を行つた
				佐治村(大字加茂の一部)	佐治村大字加茂		
				の地籍図及び地籍簿	の一部	昭和二十六年一月一日	認証年月日

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- ◆ 正誤 昭和六十年一月鳥取県告示第四十二号中訂正
- ◆ 教委規則
- ◆ 公安規則

県道の供用の開始

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覽に供する書類

- ## 換地計画書の写し

- ## 二　縦覧に供する期間

- 昭和六十年二月一日から三十日間

- 三
絶賈に使て

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和六十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西尾邑次

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所	市郡名	町村名	大字名	字名	面積(ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保	土砂流出防備							
安水源 林 かん養保	林 干害防備 保安	八頭郡 鳥頭高美取 郡郡市	八頭郡 鳥頭高美取 郡郡市	八頭郡 若桜町	八頭郡 若桜町	八頭郡 若桜町	八頭郡 河原町・郡家	八頭地区
鳥取市	岩美郡	八頭郡 河原町・郡家	八頭郡 河原町・郡家	佐治村	佐治村	佐治村	佐治村	佐治村
福部村	国府町	河原町	河原町	用瀬町	用瀬町	用瀬町	用瀬町	用瀬町
福部村	岩美町	河原町	河原町	船岡町	船岡町	船岡町	船岡町	船岡町
福部村	国府町	河原町	河原町	八東町	八東町	八東町	八東町	八東町
福部村	岩美町	河原町	河原町	大字赤波	大字水口	大字殿	大字殿	大字殿
福部村	国府町	河原町	河原町	平字池ノ内下	平字池ノ内下	字喜才谷東	字喜才谷東	字喜才谷東
福部村	岩美町	河原町	河原町	五五九・二〇	五五九・二〇	五五九・二〇	五五九・二〇	五五九・二〇
福部村	国府町	河原町	河原町	三・八〇	三・八〇	三・八〇	三・八〇	三・八〇
福部村	岩美町	河原町	河原町	五六・四八	五六・四八	五六・四八	五六・四八	五六・四八
福部村	国府町	河原町	河原町	二・八二	二・八二	二・八二	二・八二	二・八二
福部村	岩美町	河原町	河原町	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
福部村	国府町	河原町	河原町	三九・九一	三九・九一	三九・九一	三九・九一	三九・九一

鳥取県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

一 保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字奥澤見字大崎九六二から九六五まで、九六五の一、

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一五二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
潮害の防備

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び氣高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十七号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月一日

鳥取県知事 西 尾 風 次

鳥取県告示第八十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年一月一日

鳥取県知事 西 尾 風 次

一 作業種類 基本測量（五万分の一地形図定期修正）
二 作業地域 米子市、倉吉市、境港市、東伯郡大栄町、東伯町、赤崎町
及び閔金町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀
江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡江府町及び溝
口町

5 昭和60年2月1日 金曜日

鳥取県公報

三 終了年月日 昭和五十九年十二月二十日

鳥取県告示第八十八号
土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和六十一年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

中山町

事業の種類

中山町役場駐車場増設事業

起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町下甲字円明田地内

2 使用の部分 なし

四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
中山町役場

鳥取県告示第八十九号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
おいて一般の縦覧に供する。

昭和六十一年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十一年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課に
おいて一般の縦覧に供する。

路線名	区間	前後別更	
		変更前	変更後
一八一号	米子市昭和町六五・七地先から 同市糀町二丁目一九三地先まで	(二二・八〇) 敷地の幅員 (メートル)	(二二・八〇) 延長 (メートル)
		三七・〇	五〇一・〇

一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十一年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課に
おいて一般の縦覧に供する。

路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
変更後	前後別			
西伯郡名和町大字富長字河向ノ七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	四・八〇 二四〇	一、一八七 ・〇		
西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	一一〇〇 一九〇〇	三一八・〇		
西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで				

昭和六十年二月一日

鳥取県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次とおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
変更後	前後別			
西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	四・八〇 二四〇	一、一八七 ・〇		
西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	一一〇〇 一九〇〇	三一八・〇		
西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで				

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
松河原名和線	西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	昭和六十年二月一日

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
松河原名和線	西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	西伯郡名和町大字富長字河向七 三三一地先から同大字字上ノ七 三三二地先まで	昭和六十年二月一日

鳥取県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

教育委員会規則

布する。

昭和六十年二月一日

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則

鳥取県教科指導委員会設置規程（昭和二十六年四月鳥取県教育委員会規

則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「小学校」を「小学校」に、「その」を「その」に、「八十名以内」を「五十五名以内」に、「百二十名」を「六十五名」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則をここに公

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（風俗営業の営業時間の特例を認める日）

第二条 条例第四条第二号の公安委員会が定める日は、次の表の上欄に掲げる地域に限り、それぞれ同表の下欄に定める祭礼の日（初日を除き、最終日の翌日を含む。）とする。

鳥取市の区域	一 聖神社春の祭礼 二 んしやん祭り
米子市の区域	米子がいなまつり
倉吉市の区域	倉吉打吹まつり
境港市の区域	みなど祭り

（ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品）

第三条 条例第六条第二項第一号の公安委員会が定める物品は、次に掲げ

るとおりとする。

一 短期間で腐敗し、又は変質するおそれのある物品

二 包装されていない菓子類

三 刀物類その他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物品

四 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類

五 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品

六 善良の風俗を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある図書、写真その他の物品

（周辺における風俗関連営業が禁止される施設）

第四条 条例第八条第四号の公安委員会が指定する施設は、別表に掲げるところとする。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年二月十三日から施行する。

2 風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）は、廃止する。

3 鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）

第九条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

別表（第四条関係）

名 称	所 在 地
鳥鳥県立社会教育センター	
鳥取市福祉文化会館	
鳥取市文化ホール	
鳥取市民会館	
鳥取県営屋内プール	
鳥取産業体育館	
東富安公園のテニスコート	
日ノ丸産業テニスコート	
米子市総合研修センター	
米子市公会堂	
鳥取県立西部健康増進センター	
鳥取県営米子武道館	
米子市	鳥取市

二 少年指導委員に關すること。

鳥取県菖蒲生温泉公園のプール及びテニスコート	米子市営漢山球場	明道公民館プール	倉吉市勤労青少年ホーム	倉吉市
氣高町民体育館	氣高町農業者トレーニングセンター	氣高町民中央テニスコート	氣高郡氣高町	氣高郡氣高町
氣高町営プール	三朝町地域民芸品等保存伝習施設	東伯郡三朝町	戸字釜ヶ町	戸字釜ヶ町
三朝町総合スポーツセンター	三朝町営温水プール		下余戸字釜ヶ町	下余戸字釜ヶ町
関金町青少年旅行村	関金町運動公園	東伯郡関金町	正	誤
関金海洋センター			正	誤

昭和六十一年一月鳥取県告示第四十二号（都市計画の変更について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段行誤
七 下 八 戸字釜ヶ町

下余戸字釜ヶ町